

第五次静岡県ひとり親家庭自立促進計画  
( 案 )

静 岡 県

# 目次

## 第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	1

## 第2章 現状と課題

1 ひとり親家庭を取り巻く現状	2
(1) 離婚件数及び離婚率	2
(2) ひとり親家庭の数	2
(3) 児童扶養手当受給者数	3
(4) 就労の状況	3
(5) 収入の状況	4
(6) 日常生活・子育て等の状況	4
(7) 養育費の取決め・受給の状況	6
(8) 親子交流の取決め・実施の状況	7
(9) 各福祉施策・制度等の認知状況	8
(7) 母子生活支援施設に入所する母子世帯の状況	9
(8) DV(配偶者等からの暴力)相談の状況	9
2 社会情勢の変化	10
3 ひとり親家庭における課題	11

## 第3章 計画の基本方針

1 基本理念	12
2 推進にあたっての基本的な視点	12
3 施策体系	12
4 推進体制	14
5 進捗状況の把握及び評価	14

## 第4章 施策の内容

1 就業支援	15
2 経済的支援	17
3 こども・子育て・生活支援	19
4 安心につながる支援	22
5 数値目標一覧	24

## 資料編

1 静岡県ひとり親家庭生活実態調査結果	26
---------------------	----

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

---

ひとり親家庭は仕事と子育てをひとりで担い、様々な困難を抱えていることが多く、仕事や生活全般における総合的な支援が必要です。

本県では、平成17年3月に「静岡県母子家庭等自立促進計画」、平成22年6月に「第二次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」、平成27年3月に「第三次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」、令和2年3月に「第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進に努めてきました。

国においては、令和5年4月にこども家庭庁が設置され、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」や「こども未来戦略」において、ひとり親家庭への支援施策の拡充について明記されました。また、令和6年5月に公布された改正民法により、離婚後のこどもの養育に関して、養育費の履行確保や安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました（令和8年5月までに施行）。

このような社会情勢の変化や現状、課題を踏まえ、「第五次静岡県ひとり親家庭自立促進計画」を策定しました。

ひとり親家庭...満20歳未満のこどもを持つ母子家庭又は父子家庭。

## 2 計画の位置づけ

---

本計画は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第12条に基づく「自立促進計画」であり、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づいて策定するものです。

また、本計画は、静岡県総合計画の分野別計画であり、「静岡県子ども・子育て支援事業支援計画」、「静岡県次世代育成支援対策行動計画」、「静岡県子どもの貧困対策計画」及び「静岡県子ども・若者計画」である「(仮称)静岡県こども計画」と整合を図っています。

## 3 計画期間

---

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

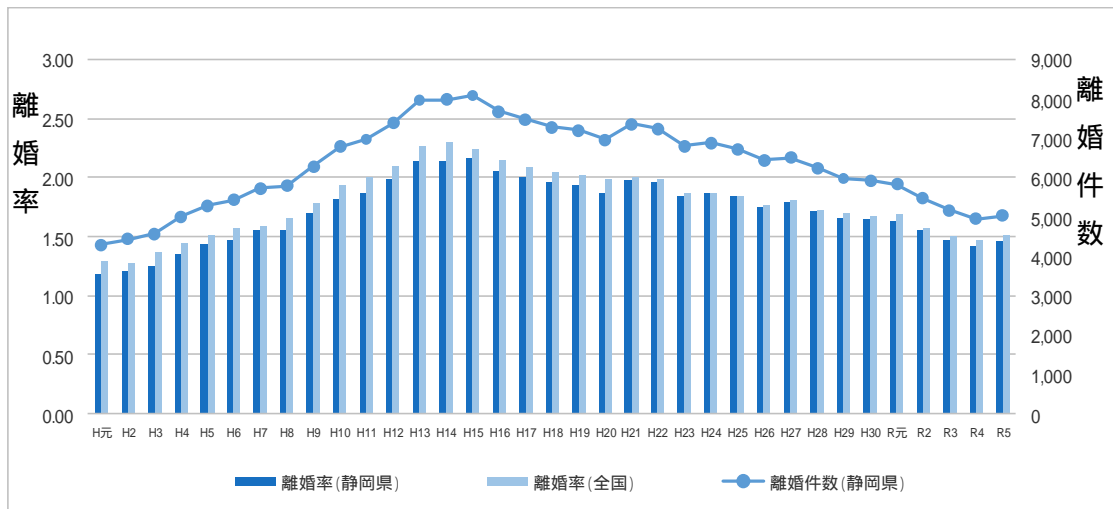
# 第2章 現状と課題

## 1 ひとり親家庭を取り巻く現状

### (1) 離婚件数及び離婚率

人口動態調査によると、静岡県は、平成15年の8,089件をピークに減少傾向にあり、令和5年では、5,028件となっています。静岡県の離婚率（人口千人対）は1.46で、全国を下回っています（図1.1）

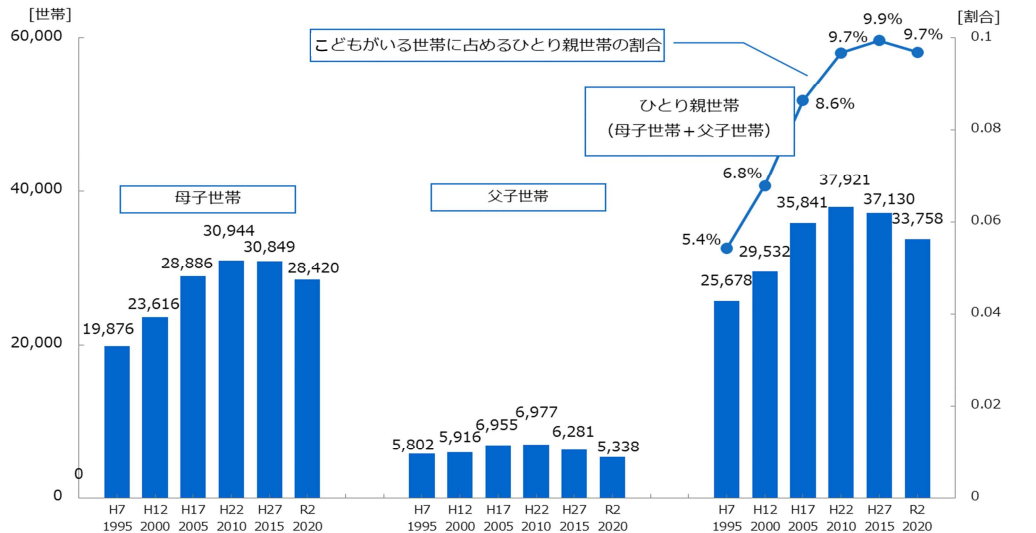
< 図 1.1 離婚件数、離婚率（人口千対）の推移 >



### (2) ひとり親家庭の数

国勢調査によると、静岡県の令和2年度のひとり親世帯の数は、母子世帯28,420世帯、父子世帯5,338世帯、合計33,758世帯で、25年間で3割以上増加しています。また、20歳未満のこどもがいる世帯に占める割合は9.7%で、25年間で4.3ポイント増加しています。（図1.2）

< 図 1.2 ひとり親世帯数の推移 >

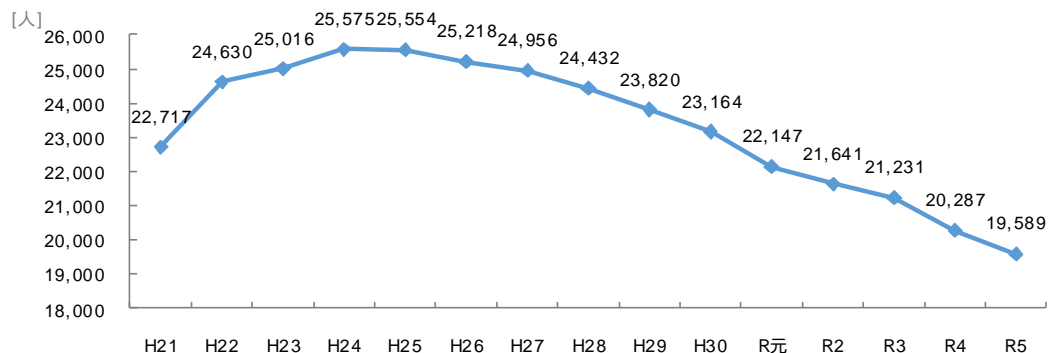


(総務省「国勢調査」)

### (3) 児童扶養手当受給者数

静岡県の児童扶養手当受給者数は、平成22年度には支給対象が父子家庭にも拡大されたため急激に増加しましたが、近年は減少傾向にあります。(図1.3)

< 図 1.3 児童扶養手当受給者数の推移 >



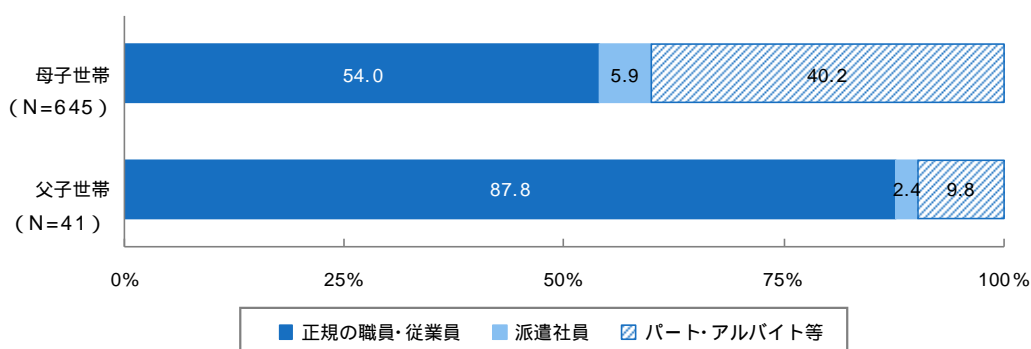
(静岡県子ども家庭課)

### (4) 就労の状況

県調査によると、母子世帯の93.3%、父子世帯の90.8%が就労しています。そのうち、母子世帯では85.2%、父子世帯では63.1%が雇用されています。

雇用形態をみると、正規雇用の割合は、母子世帯では54.0%、父子世帯では87.8%となっています。(図1.4)

< 図 1.4 雇用形態 >



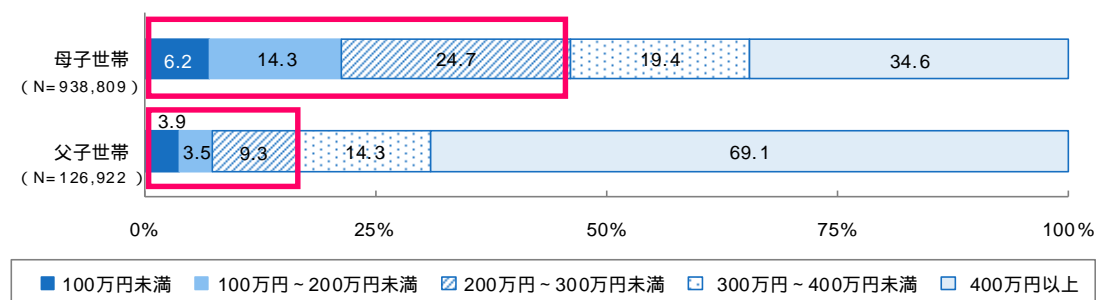
(静岡県子ども家庭課「令和6年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

## (5) 収入の状況

国調査によると、世帯の年間収入が300万円未満の世帯の割合は、母子世帯では45.2%、父子世帯では16.7%となっています。(図1.5)

また、世帯の平均年間収入は、母子世帯では373万円、父子世帯では606万円となっており、令和4年国民生活基礎調査による児童のいる世帯の平均所得785万円と比較すると低くなっています。

<図1.5 世帯の年間総収入>



(厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」)

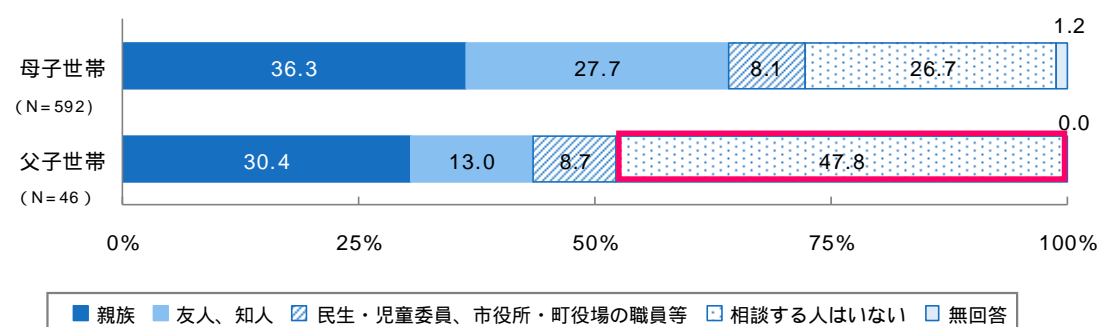
## (6) 日常生活・子育て等の状況

### ア 悩みごとの相談相手

県調査によると、悩みごとの主な相談先をみると、父子世帯は「相談する人はいない」の割合が47.8%と、母子世帯と比べ高くなっています。(図1.6)

また、日常生活での悩みごとは、「生活費のこと」「教育費のこと」「仕事のこと」「子育てのこと」等が多い状況です。

<図1.6 悩みごとの主な相談先>

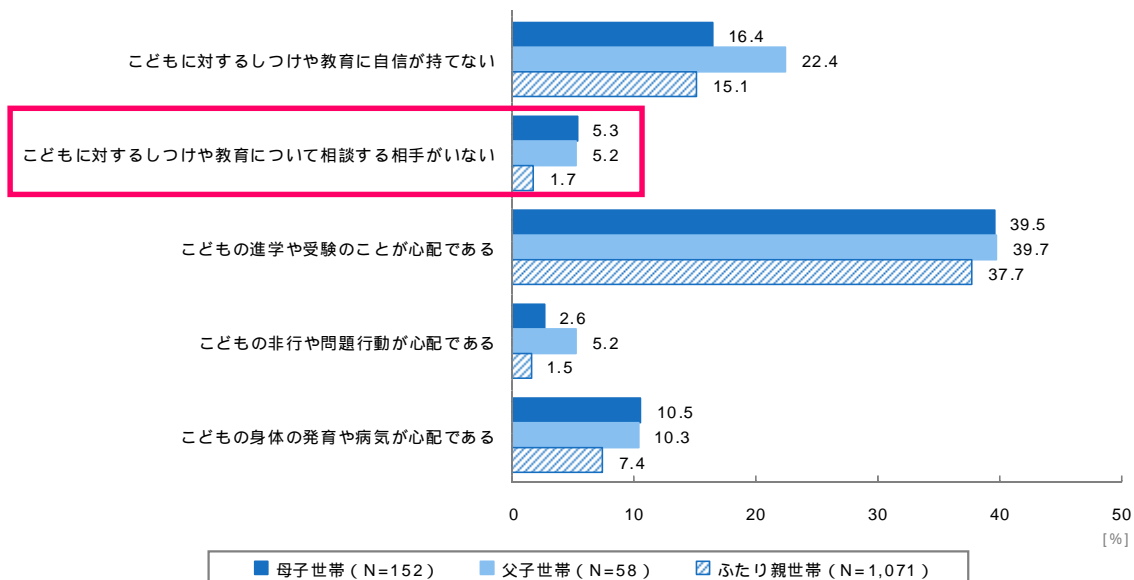


(静岡県こども家庭課「令和6年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

## イ こどもについての悩みや不安

県調査によると、悩みや不安の内容では、ひとり親世帯の保護者はふたり親世帯の保護者より、「こどもに対するしつけや教育について相談する相手がいない」等の割合が高くなっています。(図 1.7)

<図 1.7 こどもについての悩みや不安(複数回答)>

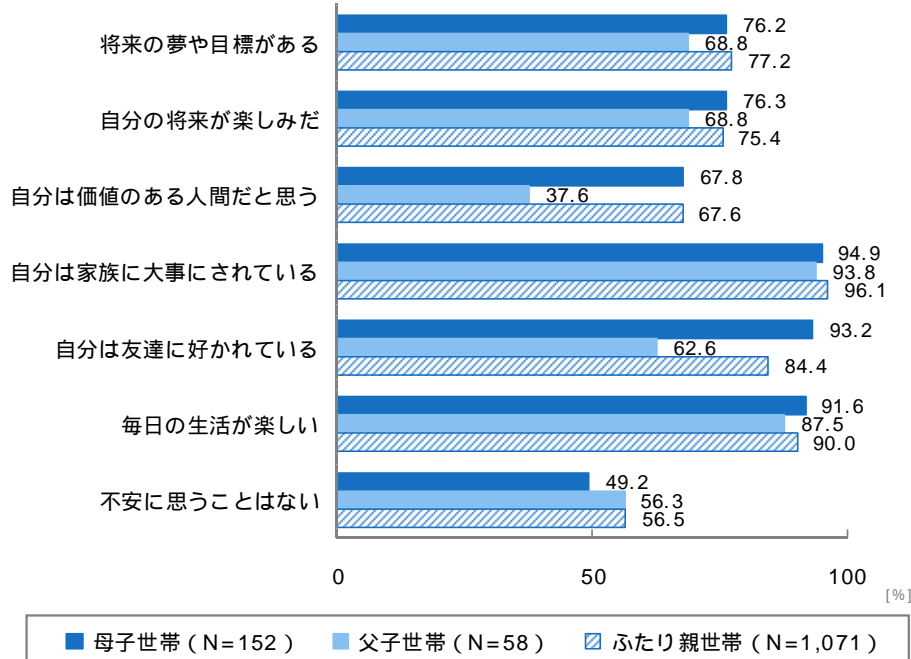


(静岡県子ども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート調査」)

## ウ こどもがふだん感じていること(自己肯定感)

県調査によると、こどもがふだん感じていることから、父子世帯のこどもは、ふたり親世帯のこどもに比べ、自己肯定感が低い傾向があると考えられます。(図 1.8)

<図 1.8 ふだん感じていること>

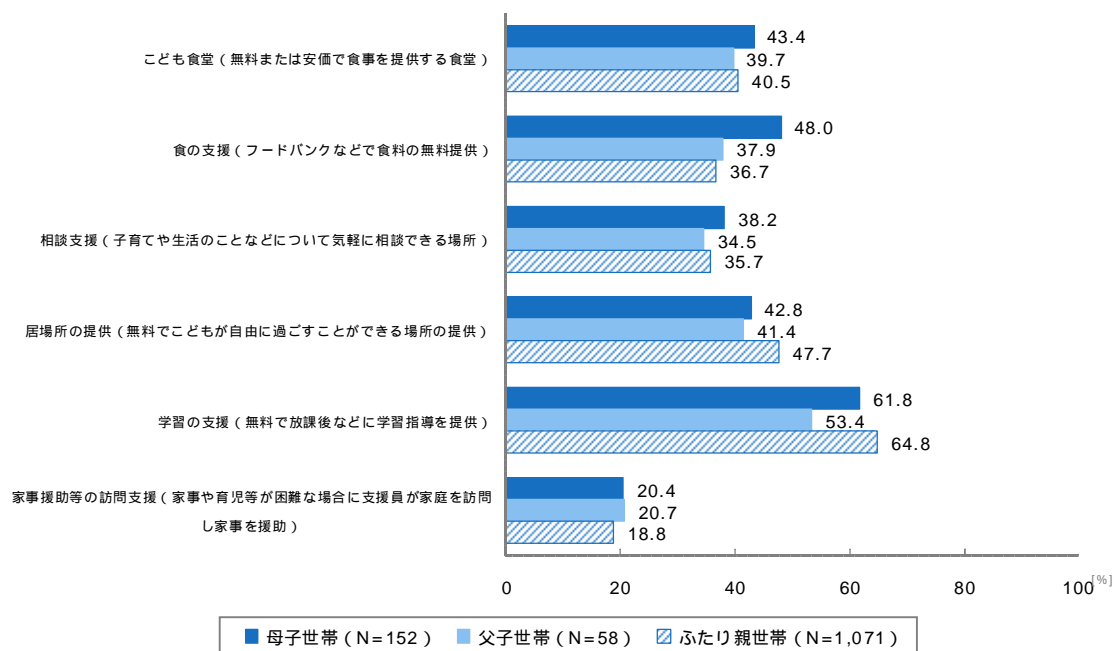


(静岡県子ども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート調査」)

## エ こどもや子育てに関する支援制度の利用意向

県調査によると、母子世帯では「こども食堂」や、フードバンクなどの「食の支援」、  
「相談支援」を「利用したい」という回答の割合が全体と比べて高くなっています。  
また、「家庭補助等の訪問支援」は、母子世帯・父子世帯ともに「利用したい」という  
回答の割合が全体と比べて高くなっています。(図 1.9)

< 図 1.9 支援制度の利用意向 >

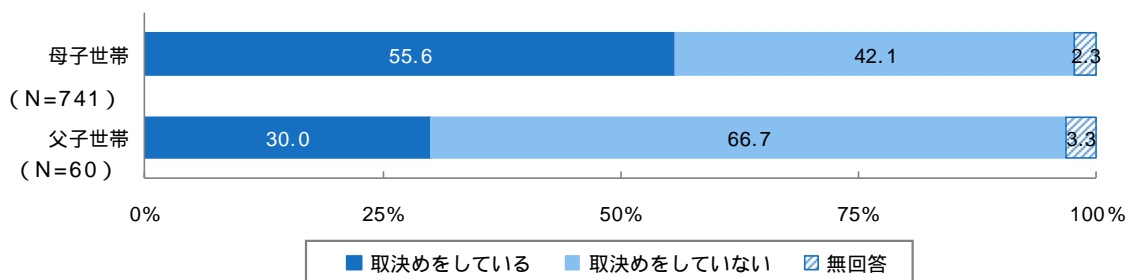


(静岡県こども家庭課「令和6年度子どもの生活アンケート調査」)

## (7) 養育費の取決め・受領の状況

県調査によると、養育費の取決めをしている割合は、母子世帯では55.6%、父子世帯では30.0%となっています。(図 1.10)

< 図 1.10 養育費の取決め状況 >

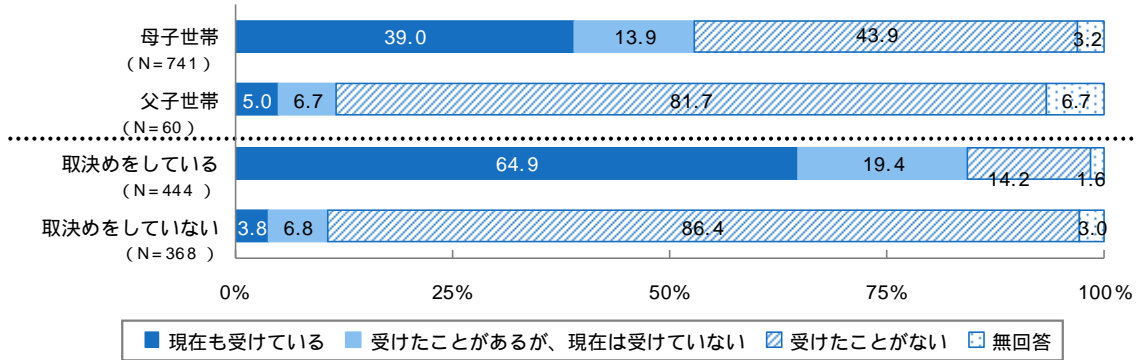


(静岡県こども家庭課「令和6年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

養育費を受領している割合は、母子世帯では39.0%、父子世帯では5.0%となっています。養育費の取決め別にみると、養育費の取決めをしている場合は、していない場合よりも受領している割合が多くなっています。(図 1.11)



< 図 1.11 養育費の受領状況 >



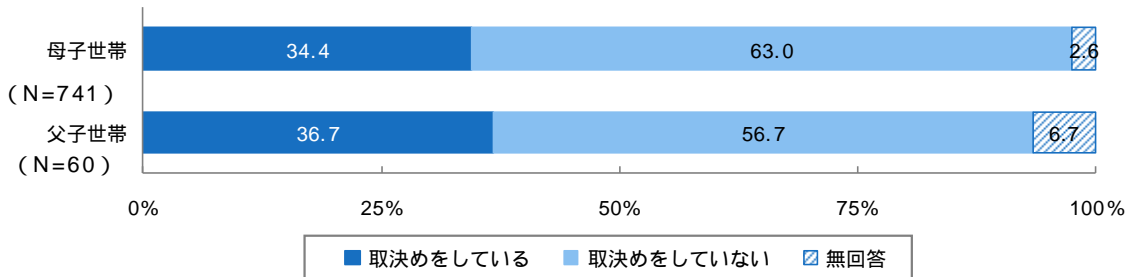
(静岡県子ども家庭課「令和6年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

## (8) 親子交流の取決め・実施の状況

県調査によると、親子交流の取決めをしている割合は、母子世帯では34.4%、父子世帯では36.7%となっています。(図 1.12)

「親子交流」とは、子どもと離れて暮らしている親が子どもと定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。

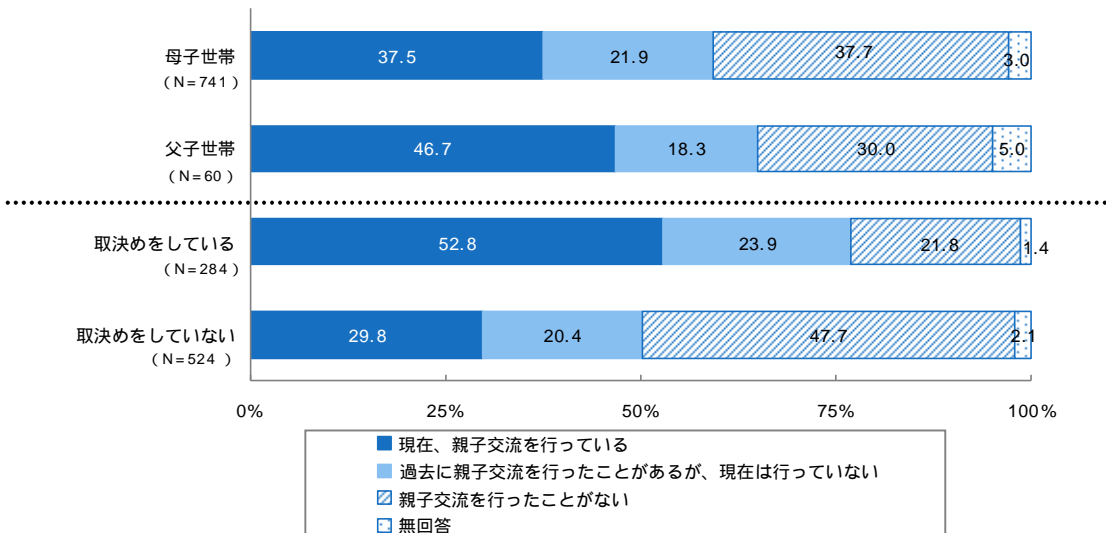
< 図 1.12 親子交流の取決め状況 >



(静岡県子ども家庭課「令和6年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

親子交流を実施している割合は、母子世帯では37.5%、父子世帯では46.7%となっています。親子交流の取決め別にみると、親子交流の取決めをしている場合は、していない場合よりも実施している割合が多くなっています。(図 1.13)

< 図 1.13 親子交流の実施状況 >

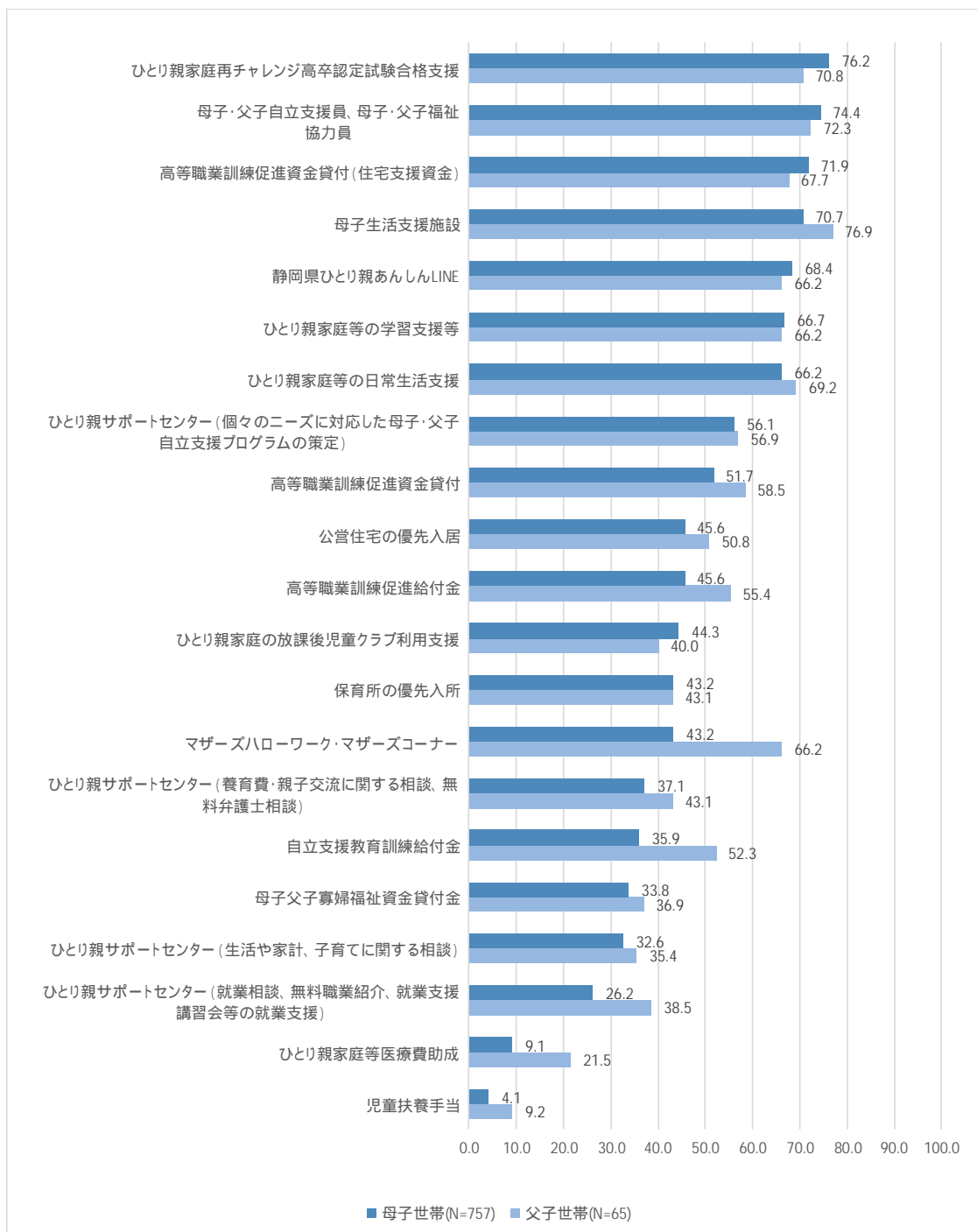


(静岡県子ども家庭課「令和6年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

## ( 9 ) 各福祉施策・制度等の認知状況

県調査によると、各福祉施策・制度等の認知状況において、「児童扶養手当」と「ひとり親家庭等医療費助成」を除く制度等は、約3割以上が「知らなかった」と回答されており、ひとり親家庭に関する制度等は認知度が低い状況となっています。( 図 1.14 )

< 図 1.14 各福祉施策・制度等の認知状況(「知らなかった」の割合) >

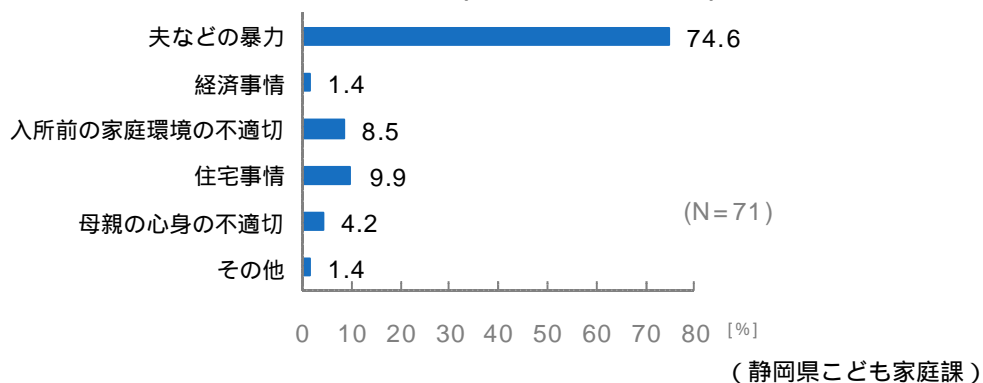


( 静岡県こども家庭課「令和6年度静岡県ひとり親家庭生活実態調査」)

## (10) 母子生活支援施設に入所する母子世帯の状況

県内の母子生活支援施設の入居世帯数及び人員は、平成31年4月1日時点では70世帯198人でしたが、令和6年4月1日時点では71世帯191人となっており、同水準となっています。入所理由は「夫などの暴力」の割合が高いです。(図1.15)

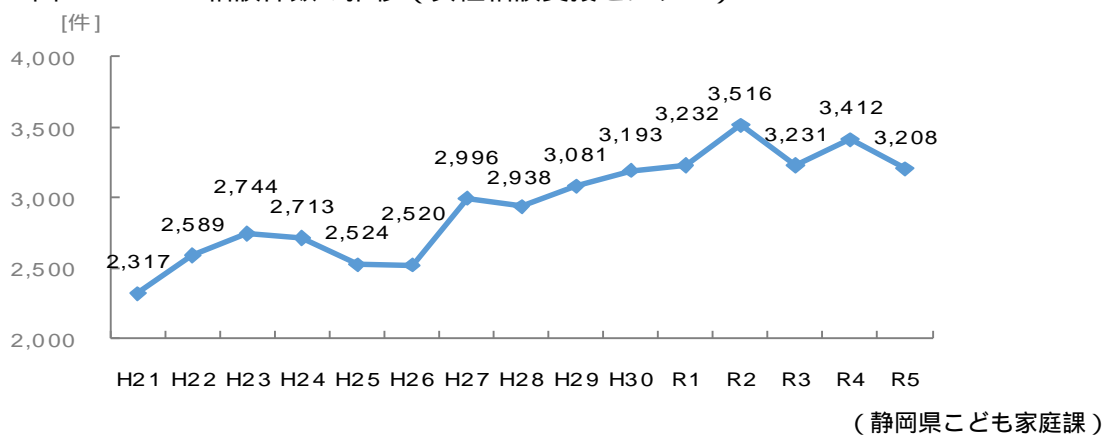
< 図 1.15 母子生活支援施設への入所理由 (令和6年4月1日) >



## (11) DV (配偶者等からの暴力) 相談の状況

DVは、被害者の身体や精神に大きなダメージを与え、離婚等の原因ともなっています。県内の相談機関に寄せられたDVに関する相談は、15年間で4割程度増加しています。(図1.16)

< 図 1.16 DV相談件数の推移 (女性相談支援センター) >



## 2 社会情勢の変化

---

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画の計画期間(令和2～6年度)の間に以下のような社会変化がありました。

### (1) 働き方の変化

- ・働き方改革関連法の施行(平成31年4月1日(一部令和2年4月1日、令和5年4月1日)施行)
- ・女性活躍推進法関係法令の改正(令和4年7月8日改正)
- ・育児・介護休業法の改正(令和4年4月1日(一部令和4年10月1日、令和5年4月1日)施行)

### (2) こどもの修学支援の充実

- ・高等教育の修学支援新制度(給付型奨学金、授業料等減免)(令和2年4月1日施行)
- ・大学等受験料・模擬試験受験料の支援(令和5年12月13日施行)

### (3) こどもの貧困問題の顕在化

- ・こどもの貧困率 11.5%(令和4年国民生活基礎調査)
- ・ひとり親の貧困率 44.5%(令和4年国民生活基礎調査)

### (4) 養育費の履行確保に向けた見直し

- ・こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)  
養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化
- ・改正民法(令和6年5月24日公布)  
養育費債権に優先権の付与、法定養育費制度の導入

### (5) 親子交流に関する制度の見直し

- ・こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)  
安全・安心な親子交流の推進
- ・改正民法(令和6年5月24日公布)  
婚姻中別居時の交流、父母以外の親族と子との交流

### (6) 相談支援体制の強化

- ・こども大綱(令和5年12月22日閣議決定)  
プッシュ型による相談支援、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制の強化
- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和6年4月1日施行)

### 3 ひとり親家庭における課題

---

現状を踏まえると、本県のひとり親家庭自立促進において優先すべきと考えられる課題は、以下のとおりです。

#### 【課題1】就労による収入の水準の引上げ

母子世帯の母の正規雇用の割合は増加してきていますが、いまだ年間世帯収入は300万円未満の世帯の割合が4割以上と、一般世帯と比較するとなお低い水準にあります。収入の高い安定した就業につなげるため、事業主の理解促進に向けた取組や、ひとり親の収入、就業形態及び雇用環境等の条件に合う求人開拓を行う必要があります。また、企業側のニーズに対応できる求職者のスキル向上のための支援が必要です。

#### 【課題2】養育費の取決め率・受領率向上

養育費の受領率が低いことの背景に、相手と関わりたくない等の理由から養育費の取決めをしていない親が多いことがあります。こどもの両親に対し、養育費はこどもの権利であることや、こどもに対し、親としての経済的な責任を果たし、こどもの成長を支えることを啓発する等により、養育費の確実な受領につなげるための取決めを促し、こどもの成長に必要な養育費の受領率を向上させることが必要です。

また、親子交流についても、取決めをしていない親が多いのが現状です。親子交流はこどもの健やかな成長のために、養育費と同様に大切なものであることを啓発し、安全・安心な親子交流を推進していく必要があります。

#### 【課題3】こどもの生活や学習面に対する支援

ひとり親家庭のこどもが抱える特有の課題に対応し、貧困の連鎖を防止する観点から、学習支援等を行うことにより、こどもの生活の向上を図るとともに自己肯定感の向上を図ることで、家庭の事情によらず、全てのこどもが将来に夢を描けるような取組が必要です。

#### 【課題4】支援制度における認知度の改善

多くのひとり親がこどものしつけや教育、進学等に不安や悩みを抱えています。また、特に父子世帯においては、悩みごとの相談相手がいないと考える方が多いため、相談支援体制の充実させ、相談窓口の周知をしていくことが必要です。

福祉施策や制度等の認知度は低く、利用状況も低調であることから、様々な情報発信媒体の活用や市町等と連携した支援施策の周知により、支援を必要とするひとり親へ情報を届け、支援につなげていく必要があります。

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

#### ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”の実現

こどもが幸せな状態で成長できるよう、ひとり親家庭の子育てを支えるために、ひとり親家庭の安定した就業と収入を確保し、親と子の双方の視点に立った支援を強化することにより、「いま」の安心と、「将来」の希望がある生活を実現します。

### 2 推進に当たっての基本的な視点

推進に当たっては、分野横断的な以下の3つの視点を持って取り組みます。

#### 【社会全体で支える取組の推進】

企業、学校、地域等、ひとり親家庭に関わる全ての主体が、それぞれの立場から、ひとり親とそのこどもを支えるための取組を推進します。

#### 【こどもの視点を尊重した支援の強化】

ひとり親家庭のこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、こどもの側に立った、こどもの福祉や利益を尊重した支援を行います。

#### 【将来を見据えた支援の充実】

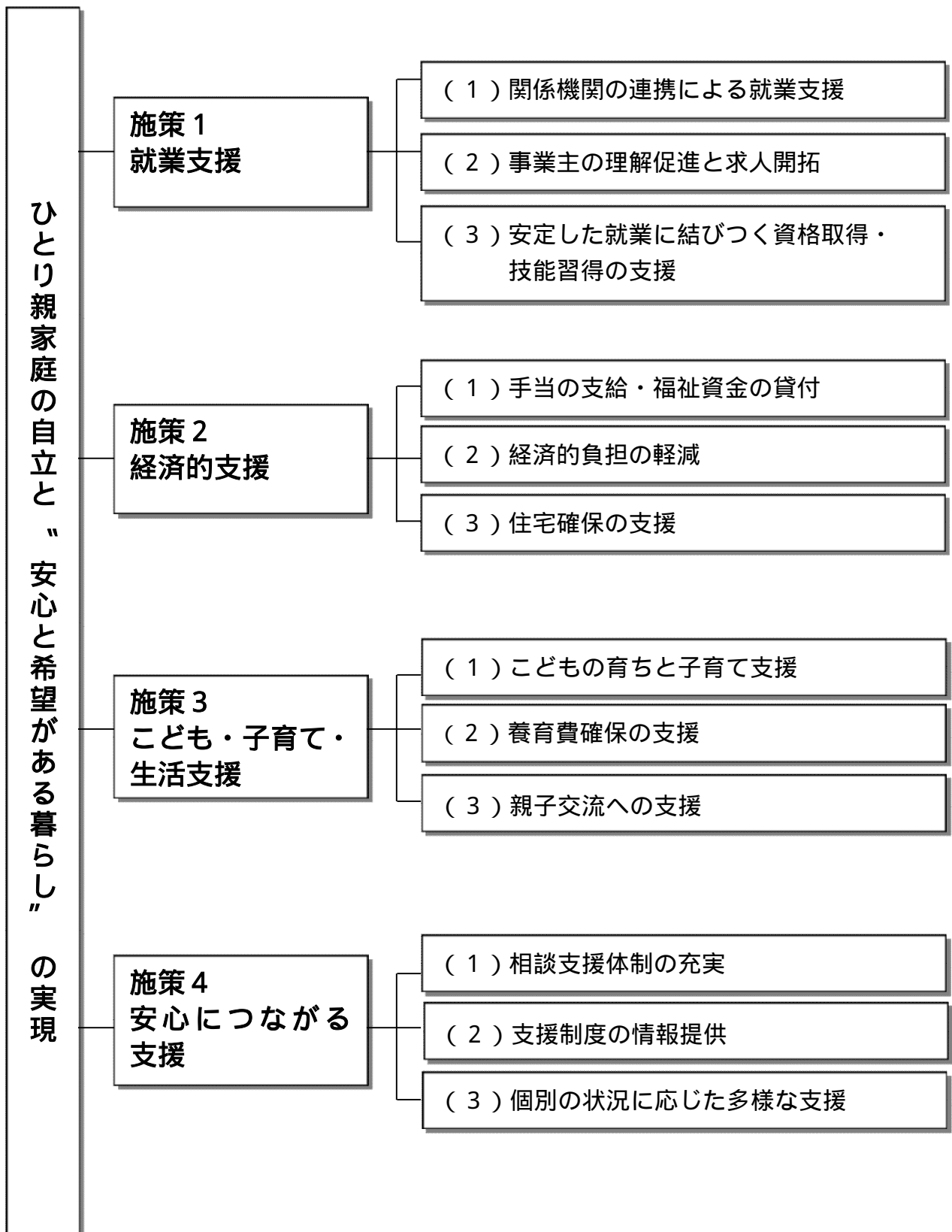
すべてのひとり親とそのこどもが思い描く将来を実現できるよう、ライフプランを見据え、長期的視点に立った支援を行います。

### 3 施策体系

取組の基本方向（4つの柱）のもと、施策を展開します。



## <ひとり親家庭自立促進計画 体系図>



## 4 推進体制

---

国、県、市町が役割を分担し、相互に連携しながら施策の推進に努めます。また、福祉と雇用の連携や、関係団体との連携も進めます。

## 5 進捗状況の把握及び評価

---

計画期間中、進捗状況を毎年度把握し、評価します。結果については、ホームページ等で公開します。



## 第4章 施策の内容

### 1 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立に必要な安定した就業の確保のため、事業主の理解促進を図りながら求人開拓を行うとともに、関係機関が連携して就業支援に取り組みます。

また、安定した就業に結びつく資格や技能の取得を支援します。

#### (1) 関係機関の連携による就業支援

(健康福祉部 こども家庭課 / 経済産業部 労働雇用政策課)

##### 【ひとり親サポートセンターによる支援】

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、相談員による就業相談、就業情報提供、研修等の支援を行います。

##### 【ハローワークなど関係支援機関との連携】

- ・ひとり親サポートセンター、しずおかジョブステーション、ハローワーク、マザーズハローワーク及び市町等が連携し、相談者の状況に合わせた情報提供ときめ細かな就業支援を行います。
- ・県内3か所に設置したしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施するとともに、女性を積極的に採用する企業と求職者とのマッチングを支援します。

#### (2) 事業主の理解促進と求人開拓

(健康福祉部 こども未来課・こども家庭課 / 経済産業部 労働雇用政策課)

##### 【求職者と企業のマッチング促進】

- ・経済団体の会合や、事業主、労務担当者等を対象としたセミナーの場において、ひとり親サポートセンターやひとり親雇用に関する国の助成制度について周知し、事業主側との連携を強化します。
- ・ひとり親サポートセンターにキャリアコンサルティングの有資格者を求人開拓員として配置し、求職者の職業選択に係る相談や就業に向けた助言を行う等、きめ細かな就業支援を行います。

##### 【事業主の理解促進】

- ・ひとり親サポートセンターの求人開拓員による企業訪問等の機会に、事業主に対してひとり親の現状を説明し、ひとり親の雇用と雇用後のキャリア支援に対する理解を促します。
- ・企業において女性をはじめとした多様な人材が活躍できるよう、経営者や人事労務

管理者等を対象にダイバーシティ経営の普及を促進するセミナーを開催するとともに、ダイバーシティ経営を実践し、成果につなげている企業を表彰することで、経営者等の理解を促進し、誰もが活躍できる環境整備を自ら実践できるよう、働きかけを行います。

### 【子育てしやすい職場環境づくりの促進】

- ・企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する『イクボス』の発掘、養成を行います。また、子育てにやさしい職場環境づくりの推進を図るため、県内中小企業を対象に社会保険労務士等のアドバイザーを派遣し、実践的に企業の抱える課題解決を行います。
- ・誰もが働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣し、テレワークの導入のほか、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援します。

## （ 3 ） 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援

（健康福祉部 こども家庭課 / 経済産業部 職業能力開発課）

### 【就業に向けた資格取得の支援】

- ・就業につながる資格取得の講座受講費の一部を支給するほか、養成機関に在学する期間の生活費相当額を支給します。
- ・高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、養成機関への入学準備金等の貸付けを行います。
- ・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定支援合格のための講座受講費の一部を支給します。

### 【就業に向けた技能習得の支援】

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、ニーズを踏まえ、託児サービスを付加した講習会を開催し、就業に必要な知識・技能の習得やスキルアップを支援します。
- ・ひとり親の就職を支援するため、県立工科短期大学等において職業訓練を実施します。職業訓練では、ひとり親が優先受講できるコースの設定や託児サービスを実施します。また、訓練手当等の制度について、ハローワーク等関係機関に情報提供します。

## 2 経済的支援

---

安定した収入の確保のため、ひとり親家庭の事情に即した経済的な支援を実施します。また、住居の家賃支援や公営住宅の優先入居等による住宅の確保を支援します。

### (1) 手当の支給・福祉資金の貸付

(健康福祉部 子ども家庭課)

#### 【ひとり親家庭の事情に即した支援】

- ・所得やこどもの人数に応じて支給する児童扶養手当について、市町と連携して支給手続きを円滑に行うとともに、支給額の引上げや所得要件の変更等の制度変更が生じた際は、正確に対応します。
- ・母子・父子自立支援員を中心に、母子父子寡婦福祉資金の貸付けについての相談に応じ、各家庭の事情に即した適切な制度の利用を勧めます。

### (2) 経済的負担の軽減

(文化・観光部 私学振興課 / 健康福祉部 子ども家庭課 / 教育委員会事務局 高校教育課)

#### 【小学校入学時の学用品購入費用の助成】

- ・ひとり親家庭のこどもが小学校に入学する際、ランドセル等の学用品購入費の一部を、市町とともに助成します。また、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。

#### 【高等学校の修学支援】

- ・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。

#### 【医療費の助成】

- ・ひとり親家庭の親とこどもの医療費負担を、市町とともに軽減します。

### (3) 住宅確保の支援

(くらし・環境部 住まいづくり課・公営住宅課 / 健康福祉部 子ども家庭課)

#### 【住居の家賃支援】

- ・自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、現在よりも収入が多く得られる就職・転職等をし、1年間継続して就業することで返還免除となる住宅支援資金を貸し付けることにより、住宅の確保を支援するとともに、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。

**【県営住宅への優先入居の促進】**

- ・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施します。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除を含めた収入で計算します。

**【民間賃貸住宅への円滑な入居の促進】**

- ・県、市町、不動産関係団体から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。

### 3 こども・子育て・生活支援

ひとり親家庭等のこどもの学びや地域の居場所づくりの取組を支援するとともに、ひとり親の就業と子育ての両立のため、保育サービスの充実や放課後児童クラブの利用支援を実施します。

また、養育費の取決めについて普及啓発や取決め支援を実施し、養育費の確実な受領を図るほか、安全・安心な親子交流を支援します。

#### (1) こどもの育ちと子育て支援

(健康福祉部 地域福祉課・こども未来課・こども家庭課 / 教育委員会事務局 社会教育課)

##### 【こどもの学習支援】

- ・ひとり親家庭のこどもが気軽に相談できるホームフレンド(児童訪問援助員) や学習ボランティアを派遣するほか、学習支援等を市町とともに取り組みます。
- ・様々な課題を抱える生活困窮世帯を対象に、課題に即した、子ども健全育成支援員による個別支援を実施するほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた、通所型や合宿型の学びの場を提供します。

ホームフレンド(児童訪問援助員):ひとり親家庭生活向上事業を実施している市町において、支援が必要な家庭に派遣される、こどもが気軽に相談することができる大学生等

##### 【地域の居場所づくりの支援】

- ・地域住民や民間団体等によるこども食堂等のこどもの居場所づくりについて、居場所の運営及び支援に係る相談窓口を設置し、安定的で質の高い居場所の運営に向けた支援を行います。
- ・ふるさと納税制度等を活用して寄附金を募集し、居場所の運営団体等に対して助成を行います。
- ・地域住民の参画を得て、こどもたちが放課後等に安全・安心に過ごし、学習や多様な体験活動を行うことができるよう、放課後子供教室や体験寺子屋事業に取り組む団体を支援していきます。

##### 【仕事と子育てを両立するための支援の充実】

- ・自立のための就学や病気等の理由で、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣します。
- ・延長保育や病児保育等、多様な保育・子育て支援を行う保育所等を市町を通じて支援するほか、ひとり親の利用料を市町とともに軽減します。
- ・子育てを手伝ってほしい人が子育てを手伝いたい人に、保育所の送迎等を依頼するファミリー・サポート・センター事業について、市町に運営費等を助成するとともに、センターでマッチングを行うアドバイザーの資質向上のための研修を行います。
- ・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成し、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。

- ・放課後児童クラブについて、市町に運営費等を助成するとともに、支援員の養成と資質向上のための研修を行います。

### 【困難な問題を抱える母子に対する支援】

- ・生活困窮等の困難な問題を抱える母子に対しては、母子生活支援施設等を活用し、自立を支援します。
- ・思いがけない妊娠に悩みを抱える若年層や未婚等の女性が相談できる専用の相談窓口を設置し、虐待の発生、問題の深刻化の予防を図ります。
- ・市町における新生児訪問や乳幼児健診等を通じた家庭への支援の充実を図るため、市町母子保健担当者に対する研修を実施するとともに、支援機関のネットワークを構築します。

## ( 2 ) 養育費確保の支援

(健康福祉部 子ども家庭課)

### 【養育費の普及啓発】

- ・ひとり親サポートセンターにおける相談、弁護士による無料相談等により、養育費確保を支援します。
- ・養育費はこどもの権利であることや、こどもに対し、親としての経済的な責任を果たし、こどもの成長を支えることについての啓発を強化することにより、市町と連携して離婚の際の養育費についての取決めを促進し、養育費の受領率向上を図ります。
- ・セミナー開催等により、離婚協議中の親が、こどもの福祉や利益を重視して離婚後の生活を考える機会を提供します。

### 【養育費の取決め支援】

- ・公正証書や調停申立て、裁判等において養育費の取決めを行う手続きに対し、必要な支援を行います。

### 【相談員の資質向上】

- ・養育費相談支援センター等との協働により、母子・父子自立支援員等を対象とした養育費及び親子交流に関する研修会を開催し、支援担当者の資質向上を図るとともに、相互の連携を深めます。

## ( 3 ) 親子交流への支援

(健康福祉部 子ども家庭課)

### 【親子交流の普及啓発】

- ・ひとり親サポートセンターにおける相談や弁護士による無料相談等を通じて、こどもの最善の利益を考慮した安全・安心な親子交流について啓発します。
- ・親子交流は、こどもがどちらの親からも愛されていると感じ、健やかに成長するためのものであることを啓発し、市町と連携して、離婚の際の安全・安心な親子交流

についての取決めを促進します。

**【安全・安心な親子交流の支援】**

- ・ひとり親サポートセンターを介した親子交流支援を実施し、安全・安心な親子交流を促進します。

## 4 安心につながる支援

ひとり親が求めている「安心」を確保するため、ライフステージに対応した相談・支援体制の充実を図るとともに、効果的な情報提供を行います。

### (1) 相談支援体制の充実

(くらし・環境部 男女共同参画課 / 文化・観光部 私学振興課 / 健康福祉部 地域福祉課・こども家庭課 / 教育委員会事務局 義務教育課・高校教育課)

#### 【ライフステージに対応した相談支援】

- ・ひとり親サポートセンターの相談員、母子・父子自立支援員等により、親やこどものライフステージに対応した相談を実施します。また、地域においては、母子・父子福祉協力員、民生委員・児童委員が、支援を必要とする家庭の発見に努め、支援につなげます。
- ・将来を見据えた生活設計の見直しについて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を実施します。
- ・家庭や仕事など生活の中での様々な問題や悩みを抱える方に対し、本人自身がより良い解決策を見い出せるよう支援するため、専門の相談員による女性のための相談及び男性のための相談をそれぞれ実施します。
- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係者研修会の開催等により、市町における子育て世代包括支援センターの設置を促します。
- ・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。
- ・多様で複雑な課題を有する生活困窮者が困窮状態から早期に脱却できるよう、生活困窮者自立相談機関等と連携し、住まいや就労に関する各種相談など自立に向けた支援や、本人の状態に応じた切れ目のない相談支援を実施します。

#### 【父子家庭の父が相談しやすい体制の整備】

- ・ひとり親サポートセンターにおいて、父子家庭からの相談に休日にも対応できる相談窓口を設置し、父子家庭の現状や特徴を理解した相談員が相談に応じます。
- ・男性のための相談を実施し、父子家庭における悩みを含め、男性独自の課題の解決を支援します。

### (2) 支援制度の情報提供

(健康福祉部 こども家庭課)

#### 【ひとり親家庭に対する支援制度の周知】

- ・ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子を作成し、市町や関係機関を介して広く配布するほか、ホームページやSNSに掲載し、周知します。



- ・各種支援制度等について、SNSにおいてプッシュ型で定期的に情報発信します。
- ・市町の福祉担当課が、児童扶養手当受給手続等の際に、支援制度等の情報をひとり親へ提供するとともに、戸籍窓口と連携し、離婚届提出時等においても、情報を提供することを促します。
- ・支援制度に関する資料のデータを市町と共有し、地域版の制度案内の作成を促します。
- ・父子家庭も対象となる支援制度等について情報を集約し、ホームページやSNS等で周知します。
- ・各種相談に携わる支援者に、ひとり親サポートセンターのワンストップサービス機能やひとり親支援団体について広く周知します。

### 【市町との好事例の共有】

- ・市町が実施するひとり親家庭の支援事業について、好事例の収集とフィードバックを行い、より効果的な事業の実施につなげます。

## (3) 個別の状況に応じた多様な支援

(健康福祉部 こども家庭課)

### 【ひとり親同士の相談機会の提供】

- ・公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会と連携し、ひとり親が地域やひとり親同士とつながることができる機会を提供します。

### 【困難な問題を抱えるひとり親の支援に向けた関係機関の連携】

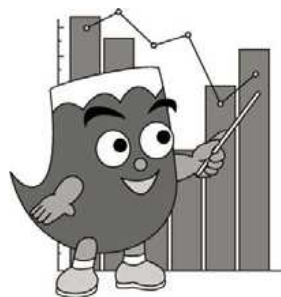
- ・様々な課題を抱えているひとり親が、自らの力を発揮して課題を解決できるよう、ひとり親サポートセンター、しずおかジョブステーション、県民生活センター等が連携して自立への支援に取り組みます。
- ・ひとり親家庭支援を行う団体等と連携し、支援者側の課題やニーズ等について情報共有します。
- ・市町、関係機関、民間団体、女性相談支援員等を対象とした資質向上及びネットワークを図るための研修会や連絡会議を開催します。

## 5 数値目標一覧

本計画の基本理念である「ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”の実現」を推進するために、特に重要と思われる事業について令和11年度における数値目標を次のとおり掲げます。

区分	数値目標名	数値目標の意味 (出典)	基準値	目標値 (R11)
成 果	ひとり親サポートセンターによる就職率	ひとり親サポートセンターにおける求職者に対する就職者の割合(こども家庭課調査)	32.1% (R5)	55%
	(ひとり親の就職率)	ハローワークにおける求職者に対する就職者の割合(静岡労働局調べ)	26.6% (R5)	35%
	母子父子寡婦福祉資金貸付金の認知度の割合	母子父子寡婦福祉資金貸付金を「知っている」割合(こども家庭課調査)	59.3% (R6)	90%
	養育費の取決めをした人の割合	未成年の子どもがいる夫婦が離婚する際に、離婚届において養育費の分担の「取決めをしている。」の欄にチェックをした人の割合(法務省調べ)	59.6% (R5)	70%
	仕事や生活費についての相談相手がいないと考えるひとり親の割合	仕事や生活費等の日常生活の悩みについて、相談相手がいないと考えるひとり親の割合(こども家庭課調査)	28.1% (R6)	0%
活 動	ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数	ひとり親サポートセンターの求人開拓活動によって得られた求人の件数(こども家庭課調査)	460件 (R5)	750件 (毎年度)
	養育費等に関する相談の利用者数	ひとり親サポートセンターで実施する養育費等に関する無料弁護士相談の利用者数(こども家庭課調査)	127人 (R5)	140人 (毎年度)
	生活困窮世帯等の学習支援事業参加者数	生活困窮者自立支援法に基づく「こどもの学習・生活支援事業」への参加者数(地域福祉課調査)	1,218人 (R5)	900人 (毎年度)
	ひとり親あんしんLINEの登録者数	「ひとり親あんしんLINE」の友だち登録者数(こども家庭課調べ)	3,089人 (R5)	6,800人

# 資料編



# 1 静岡県ひとり親家庭等生活実態調査結果

## (1) 調査の概要

○目的

県内のひとり親世帯の生活及び就労状況等を把握し、第五次計画策定の基礎資料とするため

○対象

県内在住のひとり親世帯及び寡婦世帯 計 2,500 世帯

○抽出方法

児童扶養手当を受給するひとり親世帯、母子父子寡婦福祉資金貸付を借り受けているひとり親世帯・寡婦世帯、公益社団法人静岡県ひとり親福祉連合会に属するひとり親世帯・寡婦世帯から無作為抽出

○調査方法

郵送配布・郵送回収

○調査期間

令和 6 年 9 月 1 日～ 9 月 27 日 (調査基準日 令和 6 年 9 月 1 日)

○調査項目

世帯の状況、住まい・就労・家計・こどもの教育・養育費・親子交流・日常生活等の状況、福祉施策の利用状況

○有効回答数

860 件 (回収率 34.4%)

うち、母子世帯 757 件(同 88.0%)、父子世帯 65 件 (全体の 7.6%)

その他の世帯 33 件 (同 3.8%)、無回答 5 件 (同 0.6%)

詳細(静岡県ホームページ) <https://>

## (2) 主な調査結果

**世帯**

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
世帯構成	自分と子のみ	75.4 (74.7)	66.2 (61.3)
	三世帯	20.6 (19.5)	29.2 (29.3)
	その他・無回答	4.0 ( 5.8)	4.6 ( 9.3)
ひとり親になった理由	離婚	90.4 (91.8)	92.3 (88.0)
	未婚の母・父	7.5 ( 7.1)	1.5 ( 0.0)
	死別	0.9 ( 0.6)	6.2 ( 9.3)
	遺棄	0.5 ( 0.2)	0.0 ( 0.0)
	その他・無回答	0.6 ( 0.2)	0.0 ( 2.7)

( )内は、令和元年度の調査結果。

比率は小数点以下第 2 位を四捨五入したため、合計が 100%にならないことがある。以下同じ。

・世帯構成は、母子世帯・父子世帯ともに、「自分と子のみ」の世帯の割合が最も高くなっています。

- ・ひとり親になった理由は、母子世帯・父子世帯ともに、「離婚（内縁関係の解消を含む）」の割合が最も高くなっています。

## 住まい

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
現在の住まい	持ち家	42.5 (35.0)	64.6 (61.3)
	民間の賃貸住宅	42.3 (45.1)	29.2 (24.0)
	公営の賃貸住宅	9.1 (14.1)	4.6 (4.0)
	親族の家に同居	4.9 (4.0)	1.5 (6.7)
	その他・無回答	1.2 (1.8)	0.0 (4.0)
公営住宅への入居 (一部複数回答)	希望する	23.4 (27.0)	14.5 (9.9)
	希望しない	50.0 (49.7)	56.5 (60.6)
	知らなかった・無回答	27.9 (25.3)	33.9 (29.6)

- ・現在の住まいは、母子世帯では「民間の賃貸住宅（借家、アパート、賃貸マンション）」、父子世帯では「持ち家」の割合が最も高くなっています。
- ・現在、公営住宅に住んでいない人のうち、公営住宅への入居を希望する割合は、母子世帯では23.4%、父子世帯では14.5%となっています。

## 就労

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
就労状況	雇用されている	85.2 (89.8)	63.1 (73.3)
	自営業	4.5 (1.9)	21.5 (17.3)
	その他の就労	3.6 (2.0)	6.2 (1.3)
	仕事に就いていない	5.3 (5.3)	9.2 (6.7)
	無回答	1.5 (1.0)	0.0 (1.3)
雇用形態	正規職員・従業員	54.0 (48.3)	87.8 (85.5)
	派遣社員	5.9 (8.3)	2.4 (5.5)
	パート・アルバイト	40.2 (43.4)	9.8 (9.1)
副業状況	副業率	11.2 (11.9)	8.5 (14.5)
転職意向	転職希望率	33.7 (39.2)	25.9 (20.6)

- ・雇用されている人の雇用形態の割合は、母子世帯では「正規職員・従業員」の正規雇用が54.0%、「派遣社員」「パート・アルバイト等」の非正規雇用が46.1%、父子世帯では正規雇用が87.8%、非正規雇用が12.2%となっています。
- ・就労している人のうち、副業をしている割合は、母子世帯では11.2%、父子世帯では8.5%となっています。
- ・就労している人のうち、転職を希望している割合は、母子世帯では33.7%、父子世帯では25.9%となっています。希望の理由は、「収入が少ないため」の割合が高くなっています。

家計

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
世帯年間総収入	100万円未満	7.5 (9.1)	6.1 (1.3)
	100～150万円未満	8.3 (9.9)	3.1 (5.3)
	150～200万円未満	10.3 (13.1)	12.3 (4.0)
	200～250万円未満	17.6 (18.5)	10.8 (9.3)
	250～300万円未満	11.9 (12.9)	12.3 (10.7)
	300～350万円未満	12.0 (9.9)	10.8 (21.3)
	350～400万円未満	5.8 (5.3)	12.3 (13.3)
	400～450万円未満	5.7 (5.8)	9.2 (8.0)
	450～500万円未満	5.3 (2.6)	7.7 (6.7)
	500～1,000万円未満	9.0 (5.2)	13.8 (8.0)
	1,000万円以上	0.8 (0.5)	0.0 (1.3)
	無回答	5.8 (7.2)	1.5 (10.7)

・世帯の年間総収入については、母子世帯では「200～250万円未満」の割合が最も高く、300万円未満の割合は55.6%となっています。父子世帯では「500～1,000万円未満」の割合が最も高いですが、300万円未満の割合は44.6%となっています。

こどもの教育等

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
未就学児の 昼間の保育	認定こども園・ 保育園・幼稚園	85.7 (79.8)	100.0 (85.7)
	本人	10.5 (13.5)	0.0 (0.0)
	同居・別居の親族	2.0 (3.7)	0.0 (0.0)
	その他・無回答	2.0 (3.0)	0.0 (14.3)
小学生の放課後 の過ごし方 (複数回答)	自宅	63.1 (61.1)	45.0 (70.8)
	放課後児童クラブ	29.5 (30.3)	30.0 (20.8)
	塾・習い事	16.6 (15.4)	20.0 (16.7)
	祖父母・親戚の家	13.3 (13.2)	35.0 (25.0)
こどもの 進学希望	高校・専修学校(高等課程)	29.1 (33.3)	40.5 (40.4)
	短大・専修学校(専門課程)	10.2 (13.1)	2.7 (15.4)
	大学・大学院	30.9 (31.3)	29.7 (19.2)
	その他・無回答	29.9 (22.3)	27.0 (25.0)

・未就学のこどもがいる世帯におけるこどもの昼間の保育については、母子世帯、父子世帯ともに、「認定こども園・保育園・幼稚園」の割合が最も高くなっています。

- ・小学生のこどもがいる世帯におけるこどもの放課後の過ごし方については、母子世帯、父子世帯ともに、「自宅」の割合が最も高く、次いで母子世帯では「放課後児童クラブ(学童保育)」、父子世帯では「祖父母・親戚の家」の割合が高くなっています。
- ・中学生以下のこどもがいる世帯におけるこどもの進学希望については、母子世帯では「大学・大学院」、父子世帯では「高校・専修学校(高等課程)」の割合が最も高くなっています。

### 養育費

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
取決め状況	取決め率	55.6 (54.7)	30.0 (22.7)
取決めをしない理由(複数回答)	相手に支払う意思がないと思ったから	37.2 (43.1)	40.0 (27.7)
	相手に支払う能力がないと思ったから	32.1 (37.8)	35.0 (51.1)
	相手と関わりたくないから	49.4 (49.3)	42.5 (40.4)
受領状況	現在も受けている	39.0 (38.9)	5.0 (9.1)
	受けたことがあるが、現在は受けていない	13.9 (13.0)	6.7 (6.1)
	受けたことがない	43.9 (43.4)	81.7 (75.8)
	無回答	3.2 (4.6)	6.7 (9.1)

- ・養育費の取決めをしている割合は、母子世帯では55.6%、父子世帯では30.0%となっています。
- ・取決めをしない理由は、母子世帯、父子世帯ともに「相手と関わりたくないから」の割合が高くなっています。
- ・養育費を受領している割合は、母子世帯で39.0%、父子世帯で5.0%となっています。受給月額、母子世帯では「3～4万円未満」の割合が最も高く(26.4%)、父子世帯では「1～2万円未満」の割合が最も高く(42.9%)となっています。

## 親子交流

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
取決め状況	取決め率	34.4 (32.1)	36.7 (31.8)
取決めをしない理由(複数回答)	相手と関わりたくないから	39.8 (40.9)	35.3 (41.7)
	取決めをしなくても交流できるから	23.1 (21.7)	32.4 (33.3)
	相手が希望しないから	22.1 (25.2)	17.6 (13.9)
実施状況	現在行っている	37.5 (28.6)	46.7 (53.0)
	行ったことがあるが、現在は行っていない	21.9 (20.8)	18.3 (7.6)
	行ったことがない	37.7 (39.4)	30.0 (33.3)
	無回答	3.0 (11.2)	5.0 (6.1)

- ・親子交流の取決めをしている割合は、母子世帯では34.4%、父子世帯では36.7%となっています。
- ・親子交流の取決めをしない理由は、母子世帯、父子世帯ともに「相手と関わりたくないから」の割合が最も高くなっています。
- ・親子交流を現在も行っている割合は、母子世帯では37.5%、父子世帯では46.7%となっています。

## 日常生活等

(%)

項目	区分	母子世帯	父子世帯
現在の健康状態	よい・まあよい	49.9 (49.2)	46.1 (42.6)
	ふつう	30.1 (25.9)	30.8 (36.0)
	よくない・あまりよくない	19.4 (23.1)	23.1 (20.0)
	無回答	0.5 (1.8)	0.0 (1.3)
日常生活での悩みごと(複数回答)	生活費のこと	67.7 (71.7)	69.6 (73.9)
	教育費のこと	63.7 (64.2)	52.2 (60.9)
	子育てのこと	41.4 (57.3)	54.3 (63.0)
	仕事のこと	47.6 (48.0)	52.2 (39.1)

- ・健康状態が「よくない・あまりよくない」の割合は、母子世帯では19.4%、父子世帯では23.1%となっています。
- ・日常生活での悩みごとについて、母子世帯、父子世帯ともに「生活費のこと」の割合が高くなっています。相談先がないという割合は、母子世帯では26.7%、父子世帯では47.8%となっています。



**福祉施策**

(%)

項目	区分	母子世帯		父子世帯	
県や市町の施策等への要望 (複数回答)	ひとり親家庭への手当制度の充実	76.9	(66.9)	75.4	(65.3)
	教育費の援助	68.3	(64.7)	72.3	(49.3)
	医療費の援助	47.0	(39.1)	47.7	(30.7)
	各種制度における所得制限の緩和	37.3	(35.9)	36.9	(26.7)
	ひとり親家庭への貸付金の充実	32.8	(29.0)	30.8	(34.7)
	学習支援の充実	25.4	(23.6)	9.2	(24.0)

- ・県や市町の施策等への要望について、母子世帯、父子世帯ともに「手当制度の充実」の割合が高くなっています。